

平成27年12月25日
皇學館大学

研究活動上の不正行為に関する調査報告書（概要）

1. 経緯

平成27年3月1日付けで、株式会社 ミネルヴァ書房のホームページに、現代日本社会学部教授 守本友美（以下、「教授」という）による著作に「剽窃」が認められたため絶版とする旨の告知がなされた。当告知に関し、平成27年3月2日に学外者から指摘があり、大学はこれを公益通報として受け付け、直ちに調査を行った。その過程において、当該事案以外にも、同教授による研究活動上の不正（盗用）を疑う事案が認められたため、これについても調査を行った。

その結果を踏まえ、大学として認定した事実関係を、今般、公表するものである。

2. 調査

（1）調査体制

公益通報に関する統括管理責任者（事務局長）は、当事案の事実関係を調査するため、規程に基づき、「公益通報の事象に関する調査委員会」（以下、「委員会」という）を設置することとした。

※ 当事案に対応する時点において、本学は、平成26年8月26日文科科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた、研究活動における不正行為防止等に関する規程が未整備であったため、「学校法人皇學館 公益通報等に関する規程」に拠り、調査を行った経緯がある。

○公益通報の事象に関する調査委員会

委員長：荊木美行 研究開発推進センター教授（兼研究開発推進センター副センター長）

委員：大島信生 文学部教授（兼文学部国文学科主任）

小孫康平 教育学部教授（兼教育学部教育学科主任）

新田均 現代日本社会教授（兼現代日本社会学部長）

鶴沼憲晴 現代日本社会学部教授

西谷豊 事務局長

前田和宏 研究開発推進センター事務部長

竹内央 事務局総務部長

（2）調査内容

同教授の著書『らい予防法下におけるソーシャルワーク実践』（ミネルヴァ書房、

平成 26 年 12 月) の発刊にかかる研究活動、及び、「科学研究費助成事業」採択研究その他諸研究活動を対象に、平成 27 年 3 月 3 日～平成 27 年 5 月 28 日の期間、調査を実施した。

3. 調査の結果

(1) 委員会による認定

委員会は、同教授の以下の著書、論文に「盗用」があると認定した。

- ①『社会福祉学』掲載論文：4 箇所
- ②『最新社会福祉学研究』掲載論文：2 箇所
- ③『福祉文化研究』掲載論文：4 箇所
- ④『日本学論叢』掲載論文：1 箇所
- ⑤ 書籍 1：8 箇所
- ⑥ 書籍 2：8 箇所
- ⑦ 学位論文：8 箇所

※ このうち⑦は、九州保健福祉大学により、学位論文における研究不正行為として認定され、平成 27 年 12 月 18 日付で学位授与の取消処分を受けた事案である。

(2) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

調査委員会の後、懲戒審査委員会を招集し、以下のとおり判断した。

(結論)

調査の結果、調査対象論文 5 編及び書籍 2 冊、箇所数にして 35 箇所において、「盗用」(他の研究者の研究成果又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること)が行われたものと認定した。

(認定理由)

- ①盗用を認定した事案には、参考文献として明示することもないまま、他者の考察を、独自の見解であるかのように披露しているものが存在する。
- ②論文 5 編及び書籍 2 冊 (学位請求論文を含む)、箇所数にして 35 箇所、『最新社会福祉学研究』掲載論文に至っては、同一の著作類から、複数頁にわたり断続的に約 42 行分を引き写しており、これらすべてが「不注意」によって引き起こされたとは考え難い。
- ③大学教員が、学生に対して、論文執筆に際しての遵守事項を指導することは通常であり、そのなかでも、「他者の知見と自らの論を明確に分かたず表現することは厳に慎むべき」といった事項は、基本的なこととして言及される「常識」といえる。当然、同教授がこの認識に欠けることはあり得ず、前項②の判断も

踏まえ、いずれの事象も無自覚になされたものではなく、明らかに故意をもってなされたと理解するのが自然である。

※ 懲戒審査委員会は、この判断をもって、同教授に懲戒処分を科すこととし、その理由を明示した。懲戒処分について異議のあるときは、本人は学長等を通じて、発令の日から2週間以内に理事長に対して異議の申立てをすることができる定めであるが、特に異議なく受諾された。

3. 認定した不正行為に直接関連する経費の支出について

盗用があったと結論付けたもののうち、科研費に基づく研究活動上の実績として挙げられている著書が存在するが、これも含め、「盗用」を認定した著書・論文の作成過程において、科研費や基盤的経費と直接因果関係が認められる経費の支出はなかった。

4. 大学がこれまで行った措置の内容

(1) 懲戒処分

学校法人皇學館賞罰規程により、停職3ヶ月（期間：平成27年6月1日～同8月31日）の処分とした。（平成27年6月1日発令）。

(2) 論文等の取り下げ勧告

「盗用」を認定した論文等について、取り下げを勧告することとした。これに伴い、自らの研究業績（著書、論文等）について、訂正を行わせることとした。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

本学における研究不正防止体制は、平成26年5月26日に「皇學館大学研究倫理規程」が制定されるまで、具体的な指針を持たないまま、研究者の学問的良心と当該学会での切磋琢磨に信をおき運営がなされてきたと言える。

そういった環境下、同教員の不正は、研究に関する規範意識の緩みという個人的要因と相まって為されたものである。

(2) 再発防止策

① 研究不正防止体制の強化

本学は、平成26年8月26日文科科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、平成27年4月1日に「皇學館大学での研究活動における不正行為防止等に関する規程」を制定した。

同規程で定める管理運用体制は、最高管理責任者である学長のもと、コンプライアンス推進責任者である各学部長、各研究科長、学生部長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長、学生支援部長、研究開発推進セン

ター事務部長が、研究倫理教育責任者を兼ね、研究倫理教育に責任を持つ。
今後は、この体制をもって、不正行為の防止を徹底する。

②所属教員個人への啓蒙と支援

平成27年度当初に実施した新任教員への研修においては、従前行われていた各種研究助成等の適正使用に関する説明に加え、研究開発推進センター長が、「皇學館大学研究倫理規程」並びに「皇學館大学での研究活動における不正行為防止等に関する規程」に基づき、注意喚起を行った。また、例年、科学研究費の申請に関する説明会を全教員対象に実施しているが、今後は、これに止まらず、研究活動全般における不正行為防止のため、以下のような取り組みを通して、教員の規範意識の向上を図ることとする。

- 平成27年秋より研究者が知っておくべき基礎的な知識を再確認することを目的に、CITI Japan の e-ラーニング教材を導入した。受講の対象者である全専任教員、大学院生及び研究に関わる職員が、個人はもとより、相互に研究倫理についての認識を共有することで、大学全体で不正を起こせない環境づくりを行うことに取り組む。
- 科研費公募説明会や全学教授会等において、教員、大学院生及び関係する教職員に対し、日本学術振興会作成の「科学者の行動規範」に基づく研修プログラムや『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』（通称「グリーンブック」）を活用し、研究者が知っておくべき事柄や研究の進め方などの基盤知識の再確認をさせることとする。
- 盗用を検出するアプリケーションソフトウェアを追加導入し、教員個人が自らの引用取扱い上における不備をチェックできる環境を整える。教員の任用・昇格審査に際してもこれを使用し、業績審査に瑕疵が生じないようにつとめる。
- 本学全教員の研究業績の一覧が確認できる「研究教育業績データベース」を平成27年9月に更改するにあたり、教員個々の業績内容をより適切に把握できる改修を加え、不正に関する相互チェック体制の強化を図る。
- 現在、教員の任用・昇格も含めた総合的な業績評価制度の検討を行っており、これにおいても、特に高い倫理性をもって諸活動に精励する教員は称揚し、及び、不正には厳正に対処するための規程（皇學館大学教員選考規程、学校法人皇學館賞罰規程等の改正）整備を行う予定である。

以上

問い合わせ担当部署
学校法人皇學館事務局総務部
TEL：0596-22-6308